



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

○ 告示

- *1223 昭和42年和歌山県告示第872号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課)
- *1234 昭和52年和歌山県告示第888号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- *1235 昭和62年和歌山県告示第734号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- *1236 平成9年和歌山県告示第993号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (")
- *1237 鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定 (")
- *1238 特定猟具使用禁止区域の指定 (")
- *1239 平成16年和歌山県告示第1217号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (")
- *1240 平成17年和歌山県告示第1420号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正 (")

○ 選挙管理委員会告示

- 129 政治団体の設立の届出
- 130 政治団体の届出事項の異動の届出
- 131 政治団体の解散の届出
- 132 政治団体の収支報告書の要旨
- 133 資金管理団体の指定の取消しの届出
- 134 平成12年和歌山県選挙管理委員会告示第182号(政治団体の設立の届出)の一部改正
- 135 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨

告 示

和歌山県告示第1233号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、瀬田鳥獣保護区、五百原鳥獣保護区及び水上鳥獣保護区を更新したので、昭和42年和歌山県告示第872号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

瀬田鳥獣保護区の項第2号中「東へ約50メートル進み」を「北西へ約50メートル進み」に、「消防器具庫前を旧県道に入り紀の川市中瀬田234番地の4地先を左折して谷筋を北へ約100メートル」を「旧粉河町瀬田支所裏を経て中瀬田63

9番地先に至り、同所から谷筋を北東へ」に、「南西に谷筋を下り」を「南に谷筋を100メートル下り」に、「中瀬田639番地先に至り」を「中瀬田234番地4地先に至り」に、「旧粉河町瀬田支所裏を経て」を「同所から旧県道を南西に進み消防器具倉庫前に至り、同所から西に約50メートル進み」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
瀬田鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び紀の川市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

五百原鳥獣保護区の項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
五百原鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

当該地域はブナ、ミズナラ、ツガ等の落葉広葉樹林を中心とした豊かな森林地帯であり、野生鳥獣の生殖繁殖地として適地であり、鳥獣保護員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

水上鳥獣保護区の項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
水上鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場や環境教育・学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1234号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、初島鳥獣保護区及び橋本鳥獣保護区を更新したので、昭和52年和歌山県告示第888号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

初島鳥獣保護区の項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

初島鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

当該地域は、カシ、マツ類等の森林が多く存在し、野生鳥獣の生殖繁殖地として適地であり、鳥獣保護員及び有田市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

橋本鳥獣保護区の項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

橋本鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び橋本市と連携し、定期的に巡回を実施する等により、静謐な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1235号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、花園鳥獣保護区、岩出紀ノ川鳥獣保護区及び大池鳥獣保護区を更新したので、昭和62年和歌山県告示第734号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

花園鳥獣保護区の項第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

花園鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及びかつらぎ町と連携し、定期的に巡回を実施する等により、静謐な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

岩出紀ノ川鳥獣保護区の項第2号中「紀ノ川右岸堤防を東に沿って」を「紀ノ川右岸堤防に沿って東進し、」に改め、第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

岩出紀ノ川鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び岩出市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

大池鳥獣保護区の項第2号中「町道池田線」を「県道田辺白浜線」に、「町道内ノ浦線を北進し」を「県道田辺白浜線を北進し」に、「白浜町と上富田町との境界」を「同境界」に、「JR紀勢本線を経て」を削除し、第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

大池鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び白浜町と連携し、定期的に巡視を実施する等により、環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1236号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、蘇鉄池鳥獣保護区を更新したので、平成9年和歌山県告示第993号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

蘇鉄池鳥獣保護区の項第2号中「市道西大井線」を「市道古和田差熊線」に、「約200メートル」を「約250メートル」に、「西に300メートル」を「東に300メートル」に、「市道古和田差熊線」を「市道西大井西線」に改め、「市道古和田差熊線」を削除し、「南に約250メートル」を

「南に約200メートル」に、「市道東国分赤尾線に沿って東へ」を「市道東国分赤尾線に沿って西へ」に改め、第3号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで
蘇鉄池鳥獣保護区の項に次の1号を加える。

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び紀の川市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
また、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1237号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、五百原鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を指定し、平成19年11月1日から適用する。

平成9年和歌山県告示第998号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）は、平成19年10月31日限り廃止する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称

五百原鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

田辺市龍神村龍神護摩壇山頂上（1,372メートル）を起点とし、奈良県との県界を東進し、耳取山頂上（1,363メートル）を経て更に南東に進み下コウラ谷稜線の天然林・人工林界に至り、同境界稜線を五百原谷に降り、谷沿いを北上し笹谷口出合に至り、同所から稜線を南南西に上り高野龍神スカイライン道路下約100メートルの地点に至り、同所から同幅を保ちながら同道路沿いに進み戸珍堂谷の天然林・人工林界に至り、同境界を南西に上りハイキングコースの三角点（1,304.2メートル）に至り、同所から同ハイキングコースを北東に進み高野龍神スカイラインを経て稜線を更に北東に上り起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

また、ブナ、ミズナラ、ツガ等の天然の落葉広葉樹林等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意し、鳥獣の生息に

影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場としての活用を図る。

和歌山県告示第1238号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成19年11月1日から適用する。

平成9年和歌山県告示第1000号（銃猟禁止区域の指定）は、平成19年10月31日限り廃止する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 (1) 名称

中津特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

県道御坊美山線と観音寺橋との交点を起点とし、同所から県道御坊美山線を上流に進み関西電力船津発電所ダムとの交点に至り、同所からダムを南進し町道大又岡本線との交点に至り、同町道を日高川沿いに下流に進み県道佐和停車場線との交点に至り、同所から観音寺橋方向に進み起点に至る線に囲まれた区域及び県道御坊美山線と町道高津尾新田線及び新田橋との交点を起点とし、同所から県道御坊美山線を上流に進み県道高野金屋線との交点に至り、同線を日高川沿いに上流に進み町道尾曾小原線あやめ橋北詰に至り、同町道を南進し、町道大又岡本線との交点に至り、同線を日高川沿いに下流に進み町道高津尾新田線と新田橋との交点に至り、同線を北進し起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 (1) 名称

富田川特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

西牟婁郡白浜町中地内の富田川河口右岸の南端を起点とし、同所から川寄り堤防に沿って上流に進み国道42号線郵便橋に至り、同国道を北東に進み上富田町岩崎不動坂に至り、同所から富田川の川寄り堤防に沿って上流に進み県道生馬橋詰を横断して川寄り堤防と山寄り堤防との交点に至り、同所から山寄り堤防に沿って上流に進み同町岩田立平地内の県道上富田南部線に至り、同所から同県道を北東に進みさらに三宝寺橋を経て同県道と分かれ岩田橋右岸橋詰に至り、同所より堤防を上流に進み同町上岩田地区の県道上富田南部線と再び合流し、同所から同県道を北東に進み国道311号線との交点に至り、同所から同国道を北東に進み、

田辺市大塔村と田辺市中辺路町との境界に至り、境界線上を富田川左岸に至る。更に同所から富田川左岸を下流に進み、上富田町市ノ瀬地内南岸の大芝地内を囲み堤防に沿って下流に進み同町下田熊地内の県道岩田保呂線に至り、同県道を南西に進み、郵便橋に至り、同所から国道42号線に沿って南西に進み、白浜町富田地内のJR紀勢本線富田鉄橋左岸橋詰に至り、同所から富田川川寄り堤防を下り、高瀬川に接し、同川の右岸を下り同川右岸南端に至り同所から起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1239号

平成16年和歌山県告示第1217号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告示中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

第1項第1号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、次の1号を加える。

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

第2項第1号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

第3項第1号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

第4項第1号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

第5項第1号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区

域」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

第6項第1号中「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 区域

日高郡日高町大字小中地内の小中バス停を起点とし、同所から県道比井紀伊内原停車場線を西進し、日高中学校前の交差点を右に折れ北進し、保健福祉総合センターに至り、同所から約350メートル東進した交差点を左に折れ北進し、岩の谷池の堤に至り堤を通り約150メートル南進し、同所を左に折れ農耕地内の里道に入り、同里道を東進し御湯池を経由し、町道小中王子裏線に至り、同所から同町道を南進し三叉路に至り同所を左に折れ上池の堤に至り、同町道を堤沿いに約100メートル進み上池南端の上池橋に至り、同所から小中住民公園沿いの里道を南進し、町道笠松線に至り、同所から約100メートル南進し、同所から町道小中王子西久保線を通り起点に至る線に囲まれた区域

第6項に次の1号を加える。

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1240号

平成17年和歌山県告示第1420号(銃猟禁止区域の指定)の一部を次のように改正し、平成19年11月1日から適用する。

平成19年10月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第4項を削る。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
かつらぎ町をよくする経政会	妙中喜代和	田村俊美	伊都郡かつらぎ町妙寺20-1	平成19.9.18	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第130号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規

定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年月日	政党・政治 団 体 の 別	備 考
自由民主党貴志川町支部	会計責任者	田村武	武部善次	平成 19.9.14	政党の支部	
自由民主党打田町支部	主たる事務所の 所在地	紀の川市東三谷112番地	紀の川市打田1045番地	平成 19.9.19	政党の支部	
自由民主党有田市支部連絡協議会	代表者	浜口元司	鶴尾泰敬	平成 19.9.25	政党の支部	
	会計責任者	福田泰司	佐原道敏	平成 19.9.25	政党の支部	
自由民主党和歌山県日高郡第三支部	主たる事務所の 所在地	日高郡印南町印南原387	日高郡印南町印南1957	平成 19.9.27	政党の支部	
民主党和歌山県第2区総支部	政治団体の名称	民主党和歌山県第2区総支部	民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	平成 19.9.27	政党の支部	
	主たる事務所の 所在地	紀の川市中井阪229-1-101	和歌山市七番丁11-1 ア ラスカビル5F	平成 19.9.27	政党の支部	
近畿税理士政治連盟和歌山県支部連合会	代表者	後安宏彦	溝上裕章	平成 19.10.2	政治団体	
	会計責任者	大西啓介	後安宏彦	平成 19.10.2	政治団体	
田中けんじ賢翔会	代表者	山中修	田中教夫	平成 19.10.2	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日	届 出 年月日
杉の会	杉本雅英	平成 19.5.1	平成 19.10.2
仁坂吉伸後援会太地支部	三軒一高	平成 19.9.20	平成 19.10.3

和歌山県選挙管理委員会告示第132号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山 本 恒 男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名		杉の会	仁坂吉伸後援会 太地支部
報告年月日		平成19年10月2日	平成19年10月3日
資金管理団体の届出をした者の氏名		杉本 雅英	
資金管理団体の届出に係る 公職の種類		市(区)町村議会 議員	
1 収入総額		0	0
ア 前年繰越額		0	0
イ 本年収入額		0	0
2 支出総額		0	0
3 収入 の内 訳	ア 個人の党費・会費 (人)		
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせん によるもの)		
	(イ) 政党匿名寄附		
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入		
	エ 借入金		
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入		
	カ その他の収入		
	4 支出 の内 訳		
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費 イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)			

和歌山県選挙管理委員会告示第133号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったの

で、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
杉本雅英	橋本市議会議員	杉の会	橋本市高野口町大野1844	杉本雅英	平成19.10.2

和歌山県選挙管理委員会告示第134号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立届について、訂正の報告があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、平成12年和歌山県選挙管理委員会告示第182号（政治団体の設立の届出）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称の欄中「吉本かんよう後援会」を「吉本かんよう後援会」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第135号

平成19年7月29日執行の参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成19年10月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年7月29日執行 参議院和歌山県選挙区選出議員通常選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,941,500 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	阪口直人	所属党派	民主党	期間	8月11日から 8月17日まで	第2回分
出納責任者氏名	岩橋喜博					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		円
（氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）	円	家屋費		円
				選挙事務所費		円
				集会会場費		円
				通信費	13,172	円
				交通費		円
				印刷費		円
				広告費		円
				文具費		円
				食糧費		円
その他の寄附	件		円	宿泊費		円
その他の収入			円	雑費	23,764	円
今回計			円	今回計	36,936	円
前回計			11,100,000 円	前回計	4,444,557	円
総計			11,100,000 円	総計	4,481,493	円
報告書受理年月日	平成19年10月11日			第2回分		